



平成 22 年 6 月 30 日

各 位

会 社 名 ヤ フ ー 株 式 会 社  
代表者の役職氏名 代表取締役社長 井上 雅博  
(コード番号 4689 東証第一部・JASDAQ)  
問 い 合 わ せ 先 取締役最高財務責任者 梶川 朗  
電 話 0 3 - 6 4 4 0 - 6 1 7 0

**ソフトバンク IDC ソリューションズ株式会社合併に関する  
更正・決定通知書の受領について**

当社は、平成 21 年 2 月にソフトバンク IDC ソリューションズ株式会社（以下 IDC）を子会社化し、同年 3 月に同社を吸収合併（以下「本合併等」という）いたしました。当社では昨年秋より通常の税務調査を受けており、その調査のなかで、この合併に係る税務処理に対して質問を受け、当社として適正な税務処理を行った旨を説明してまいりましたが、本日、東京国税局より更正する旨の通知を受領いたしました。当社としましては、東京国税局の指摘は到底納得できるものではないことから、然るべき対応を行う所存です。

記

1. 東京国税局の指摘事項およびそれに対する当社の見解

更正・決定通知書に記載された東京国税局の指摘事項と、その指摘事項に対する当社の見解は以下のとおりであります。

- (1) 東京国税局は、当社が本合併等を事業上の必要性から積極的に進めたものとは認められないと指摘しているが、平成 21 年 2 月 19 日付けの当社のプレスリリース「ソフトバンク IDC ソリューションズ株式会社の株式の取得（子会社化）に関するお知らせ」に記載されているとおり、IDC 買収の理由は、クラウドコンピューティングやオープンプラットフォームの本格的な展開を見据えてデータセンター事業の戦略的基盤を構築すること、データセンターを自社保有することによる大幅なコスト削減・調達の効率化・サービス投入のスピードアップ・計画的な事業遂行の実現等である。実際に当社子会社が提供する「NOAH プラットフォームサービス」など合併後のサービスは稼動しており、成果も出している。また、米国のインターネット企業などにおいては、積極的にデータセンターを自社所有し、クラウドコンピューティング事業への取り組みを強化してきており、当社がこの事業領域へ進出していくことは当然である。

加えて、東京国税局は、本合併等について初めから決められた一連の取引であると指摘しているが、それぞれの取引はソフトバンク株式会社（以下ソフトバンク）および当社の取締役会で、ビジネス上の必要性を討議した上で機関決定されている。また両社とも公開会社であり、ビジネス上の必要性はプレスリリースで公表されている。

- (2) 東京国税局は、IDC の買収価格の算定が、見込みのない収益予想等の実態と異なる基礎資料に基づいて行われていたと指摘しているが、将来の事業計画に建設予定の

拠点から生ずる売上を織り込むことは一般的であり、IDC の企業価値算定の際に使用された事業計画の売上高の伸張率は、当時の調査会社が発表していた業界の市場成長率と比べても妥当なものであった。

- (3) 東京国税局は、平成 20 年 12 月に当社代表取締役である井上雅博が IDC の取締役副社長に就任していることについて、繰越欠損金引継ぎの要件を満たすための形式的なものであったに過ぎないと指摘しているが、IDC と当社は合併の 1 年 9 ヶ月前である平成 19 年 7 月 19 日に IDC がインターネット・データサービスを提供し、当社がこれを利用することによって、両社の共同事業を進め、もって両社の業容の拡大に資することを目的とした覚書を締結し、これに基づき IDC の新データセンターの建設が行われた。したがって、こうした経緯を経て決定したものであり、井上雅博による IDC の取締役副社長への就任は形式的なものではない。
- (4) 東京国税局は、本合併等は初めから決められた一連の取引であり、当社によって引き継がれた IDC の繰越欠損金を使用して減少した税額をソフトバンクの資金需要を満たす目的で買収対価に上乗せした、異常・変則的な行為であると指摘しているが、上記(1)～(3)に記載されている当社の見解にあるように、本合併に関する行為は異常・変則的な行為ではなく、極めて常識的な行為である。

## 2. 当社の対応

本合併等は、当社の取締役会において、今後の事業遂行上必要との判断から機関決定されたものです。東京国税局の指摘事項は、ビジネス上の合併理由、企業価値の算定の正当性、井上雅博による IDC の取締役副社長への就任に関する事業上の必要性を否定するものであることから、当社としては到底納得できるものではありません。

組織再編税制における行為計算の否認規定は、会社の行為を無視して当局が課税を行うことができる強権であり、その適用に当たっては慎重な判断が必要であると考えています。その点、税務調査中に当社が十分に説明を行ったにもかかわらず、当局の指摘は一方的で、予断に満ちており、慎重さを欠いています。このような法適用は、租税法律主義に反し、納税者の権利を著しく阻害する職権濫用行為だと考えます。

したがって、当社は国税不服審判所に対する審査請求を行い、審査の結果不服申し立てが認められない場合は訴訟を提起し、当社の主張を徹底的に論証していく所存です。

## 3. 業績への影響

今回、国税（附帯税を含む）、地方税（延滞金を含む）合せて約 265 億円の追徴税額の発生を見込んでおります。しかしながら、当社と株式の取得先であるソフトバンクとの株式譲渡契約において、買収価格の算定の基礎となった繰越欠損金が税務当局により否認された場合は、最終決着がつくまで、その金額分が減額修正される契約を締結しており、追徴税額分をソフトバンクが減額修正として負担します。したがって、支払い税額が増加するものの法人税等調整額が減少し、当社の業績への影響はありません。

以上